

はじめに

1. 自動車排出ガス56年度規制について

自動車排出ガス56年度規制は、昭和54年8月13日の環境庁告示“自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正”にもとづき、運輸省が同年8月14日、“道路運送車両法の保安基準の一部改正”を発表して、施行されたものです。

この規制は現在実施されている54年規制に続くもので、軽、中量ガソリン車（含むLPG車）のバンおよびトラックの窒素酸化物（NO_x）の排出量をさらに厳しいものに規制したものです。

〔1〕 56年度規制の内容

(1) 規制値

	軽量ガソリン車（GVW1700kg以下）				中量ガソリン車（GVW1700～2500kg）				54年度規制値からの低減率（平均値）%
	10モード g/km		11モード g/テスト		10モード g/km		11モード g/テスト		
	56年規制	54年規制	56年規制	54年規制	56年規制	56年規制	56年規制	54年規制	
CO	17.0 (13.0)	← (←)	130 (100)	← (←)	17.0 (13.0)	← (←)	130 (100)	← (←)	0
HC	2.70 (2.10)	← (←)	17.0 (13.0)	← (←)	2.70 (2.10)	← (←)	17.0 (13.0)	← (←)	0
NO _x	0.84 (0.6)	1.4 (1.0)	8.0 (6.0)	10.0 (8.0)	1.26 (0.9)	1.6 (1.2)	9.5 (7.5)	11.0 (9.0)	軽量車：40% 中量車：25%

数値は許容限度値、()内は平均値

(2) 対象自動車

ガソリンまたはLPGを燃料とする普通自動車および小型自動車

(乗車定員10人以下の乗用車を除く)

- 車両総重量が1.7t以下の自動車……………軽量ガソリン車
- 車両総重量が1.7tを越え、2.5t以下の自動車……………中量ガソリン車

(3) 適用時期

① 軽量ガソリン車

- 新型車……………昭和56年1月1日以降のラインオフ車両
- 新造車（継続生産車）……………昭和56年12月1日以降のラインオフ車両
- 輸入車……………昭和58年4月1日以降のラインオフ車両

② 中量ガソリン車

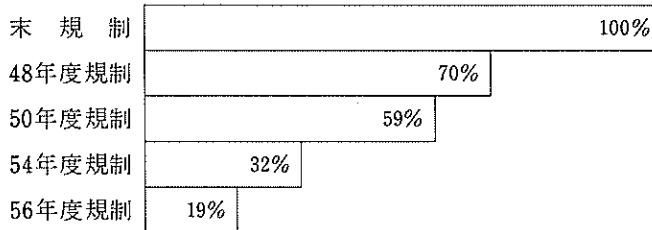
- 新型車……………昭和56年12月1日以降のラインオフ車両
- 新造車（継続生産車）……………昭和57年11月1日以降のラインオフ車両
- 輸入車……………昭和59年4月1日以降のラインオフ車両

はじめに

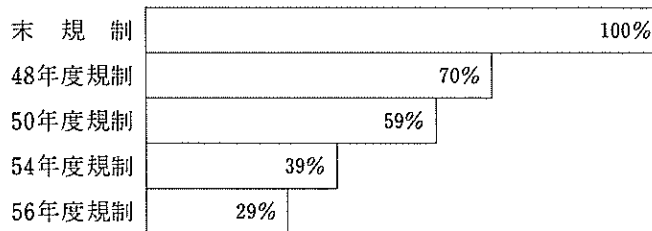
〔2〕 排気ガス規制効果の経緯

過去および今回の排出ガス規制によつてNOxの排出量は次のグラフのように低減されています。（10モード平均値で計算）

① 軽量ガソリン車



② 中量ガソリン車



〔3〕 排出ガス規制適合車の型式について

56年度排出ガス規制適合車にも運輸省通達自車714号（昭和54年10月1日）により識別記号(L)を付与することになりました。

自動車排出ガス量	識別記号	備 考
昭和50年度規制に適合させたもの	A	乗車定員10人以下の乗用車
	H	(1) 上記以外の乗用車 (2) 車両総重量2.5トン以下のトラック
昭和51年度規制に適合させたもの	B	(1) 等価慣性重量が1トン以下の（軽自動車を除く）もの (2) 「等価慣性重量が1トンを超えるものおよび4サイクル軽自動車」のうちNOx排出量が0.84g/km（10モード）8g/テスト（11モード）以下のもの
	C	乗車定員10人以下の乗用車 等価慣性重量が1トンを超えるものおよび4サイクル軽自動車で上記(2)以外のもの
昭和53年度規制に適合させたもの	E	乗車定員10人以下の乗用車
昭和54年度規制に適合させたもの	J	乗車定員10人以下の乗用車を除いたもの
	K	軽油を燃料とする自動車
昭和56年度規制に適合させたもの	L	ガソリンまたはLPGを燃料とする車両総重量 2.5トン以下のトラック